

大阪府立春日丘高等学校藤蔭会則新旧対照表

現行会則（改定部分に下線）		旧会則		備考
第 6 章 会費及び会計		第 6 章 会費及び会計		
(会費) 第 2 2 条	会費は通常会費（1年間2,000円）と入会金（2,000円）とする。 1. 会費の払込み方法については別に定める。 2. 特別会員は会費を免除する。ただし、正会員の有資格者は除く。	(会費) 第 2 2 条	会費は通常会費（2年間3,000円）と入会金（1,000円）とする。 1. 会費の払込み方法については別に定める。 2. 特別会員は会費を免除する。ただし、正会員の有資格者は除く。	(改定)
第 8 章 雑 則		第 8 章 雑 則		
(改正) 第 3 6 条  (附則)	本会則は、運営委員会及び幹事会において審議し、総会の承認を得て改正することができる。 1. 本会則は昭和26年4月1日、制定後、即日施行する。 2. 本会則は平成元年5月21日、全部改正し、施行する。 3. 本会則は平成12年4月1日、一部改正し、施行する。 4. 本会則は平成25年5月19日、一部改正し、施行する。 5. 本会則は令和7年5月18日、一部改正し、施行する。	(改正) 第 3 6 条  (附則)	本会則は、運営委員会及び幹事会において審議し、総会の承認を得て改正することができる。 1. 本会則は昭和26年4月1日、制定後、即日施行する。 2. 本会則は平成元年5月21日、全部改正し、施行する。 3. 本会則は平成12年4月1日、一部改正し、施行する。 4. 本会則は平成25年5月19日、一部改正し、施行する。	(追記)
藤蔭会費及びその払い込みについて（内規） <u>1. 通常会費は会計年度ごとに2,000円とし、令和8年度を初回とする1年ごとに集める。</u> <u>2. 新入会員は卒業時に入会金2,000円と、通常会費2,000円の計4,000円を払い込む。</u> 3. 特別会員は会費を免除する。ただし、正会員の有資格者は除く。 本内規は平成25年5月19日、制定し、施行する。 本内規は令和7年5月18日、一部改定し、施行する。		藤蔭会費及びその払い込みについて（内規） 1. 通常会費は2年ごとに金3,000円の前払いとし、昭和63年度を初回とする2年ごとに集める。 2. 新入会員は卒業時に入会金1,000円と、通常会費の計4,000円を払い込む。なお、途中年度においては通常払い込みは不要である。 3. 特別会員は会費を免除する。ただし、正会員の有資格者は除く。 本内規は平成25年5月19日、制定し、施行する。		(改定)  (改定)  (追記)

会費改定の主な理由：

- ・平成元年（1989年）に現在の会費に改定後、36年間改定していない。
- ・近年の物価上昇に伴う藤蔭会運営経費の増加。